

『反社会的勢力との関係遮断』**《暴力団排除に付いて》****(目的)**

第1条 暴力団を排除するための活動（以下「暴力団排除活動」という。）の推進に関し、基本理念を定め、責務を明らかにするとともに、暴力団排除活動に関する企業の講ずべき措置その他の必要な事項を定めることにより、企業と従業員の平穏を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「暴力団」とは、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (2) 「反社会的勢力」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - ①暴力団およびその関係団体
 - ②暴力団およびその関係団体の構成員
 - ③総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに類する団体または個人
 - ④自らまたは第三者をして暴力、威圧、詐欺、名誉毀損その他の違法もしくは不当な手法を駆使して、経済的利益を追求し、または甲の事業運営に支障をきたす行為を行う団体または個人
 - ⑤前各号所定の団体または個人と関係を有することを示唆して違法もしくは不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
 - ⑥その他前各号所定の団体または個人に準ずる者

(基本理念)

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が社会経済活動に不当な影響を及ぼす存在であることを社会全体として認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とする。

- 2 何人も、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）と不適切な関係を有しないようにしなければならない。

(責務)

第4条 基本理念にのっとり、相互に連携協力を図りながら、自主的に暴力団排除活動に取り組む。

- 2 基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう努める

(利益の供与等の禁止)

第5条 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 暴力団の威力を利用すること又は暴力団の威力を利用したことの対償として、金品その他の財産上の利益の供与をすること。
 - (2) 暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない利益の供与をすること。
- 2 暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、情を知って、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与（法令上の義務又は情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合におけるものを除く。）をしてはならない。

(取引の相手方等の確認)

第6条 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがあると認めるときは、当該取引の相手方その他の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めなければならない。

(暴力団員による利益受供与の禁止)

第7条 暴力団員は、利益の供与を受け、又はその指定した者に対し、当該利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員は、利益の供与を受け、又はその指定した者に対し、当該利益の供与をさせてはならない。

(義務違反者等に対する措置)

第8条 規定に違反する行為をした疑いがあると認められる者に対し、その違反の事実を明らかにするため必要な限度において、説明を求めることができる。

(勧告)

第9条 規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団排除活動の推進に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

以上

平成23年8月31日

総務管理課

株式会社 盛運